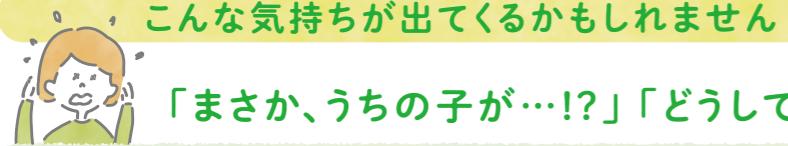


子どもが性暴力被害にあったとき

子どもの話を“適切に”聴くポイント

- ① プライバシーが守られ子どもが安心できる場所と時間をつくる。
- ② 子どもが話す事実を受け止める。
※子どもが話したことを否定したり、子どもを責めたりしない。
※自分から話さなければ根掘り葉掘り聞かない。誘導的質問はしない。
- ③ なるべく感情的にならないよう気をつける。
- ④ 「話してくれてありがとう。あなたは悪くない。」と伝える。



「まさか、うちの子が…!?’「どうして逃げなかったの?」

子どもが性暴力を受けたという事実は受け入れがたく、信じられない気持ちになるのも当然です。

しかし、被害を受けた子どもは何も悪くありません。悪いのは加害者です。性別や年齢にかかわらず、だれでも被害者になります。怒りや悲しみの気持ちを子どもにぶつける

こと、また励ましやよかれと思っていた言動で、さらに子どもを傷つけることがあります。(二次被害)

まずは起こったできごとを受け止め、子どもを責めるのではなく話をしてくれた勇気をほめましょう。そして、その子のペースで回復していくのを今までと変わらず見守ってください。



「おおごとにしたくない」「なかったことにしたい」

大人自身の「なかったことにしたい」という気持ちから、子どもにも「早く忘れなさい」と言ってしまうことがあります。しかし、本人にとっては忘れられるものではなく、むしろ大人が忘れさせようとすればするほど、子どもはつらさをひとり抱えなければならずよけいに傷ついてしまいます。できごとを隠そうとすると、子どもは適切なケアを受けることができません。

医療機関や相談機関など安全な場で話ができるで子どもの回復につながります。

被害を受けた子どもの身近な大人も間接的被害者で、傷ついています。また「被害を防げなかった」と自分を責めてしまうこともあります。家族の中でもお互いの考え方や気持ちにズレがおこることもあります。大人も相談し、サポートを受けながら子どもの回復を支えていくことが大切です。

相談窓口

「どうしていいか分から…」「私もつらい…」
そんなときは、クローバーとっとりへご相談ください。

性暴力被害者支援センターとっとり クローバーとっとり

- 本人からの相談はもちろん、保護者、友人、教育関係者、施設職員など本人以外の方も相談できます。
- 年齢、性別、セクシュアリティにかかわらず、どなたからの相談もお受けします。
- 被害直後の場合も被害にあってから何ヶ月、何年たっている場合でもご相談いただけます。
- 相談は、匿名で行うことができます。



0120-946-328

相談は毎日 24 時間受け付けています

相談無料
秘密厳守



あなたに
できること

子どもを守り、支える
保護者の皆様へ

“性暴力被害”から 子どもを守るために

～早期発見と適切な対応&子どもの回復に向けて～



～子どもの性暴力被害～

「まさか、うちの子が性暴力被害にあうなんて…」

日々の子どもとのかかわりの中で、“性暴力”を意識することは少ないかもしれません。

内閣府調査では、男女を問わず 約21人に1人 が無理やりに性交等された経験があると回答しています。

鳥取県でも全国と同程度被害は起こっています。都会だけの話ではありません。

県内では、性暴力被害にあわれた方の 約3割 は、18才未満の子どもです。

(令和6年度 鳥取県男女共同参画意識調査)(令和5年度 内閣府男女間における暴力に関する調査報告書)

《性暴力被害者支援センターとっとり クローバーとっとり》



0120-946-328



相談無料
秘密厳守
相談は毎日 24 時間受け付けています

※夜間、土・日、祝日、年末年始は「性暴力被害者のための夜間休日対応コールセンター」が対応します。

お問い合わせ
事務局

0857-32-8211(平日9:00~17:00)

jimukyoku@sar-tottori.org

本人が望まない性的なことはすべて性暴力

子どもをとりまくさまざまな性暴力被害 ～こんなことを見たり子どもから聞いたりしていませんか？～

非接触型

- ・身体へのからかい
性的な中傷
- ・のぞき、盗撮、露出
- ・性器を見られる
(見せられる) など

接触型

- ・同意なく抱きつかれる、キスされる、体に触られる
- ・性器を触られる(触らされる)
- ・性器を挿入される、性器に指や異物を挿入される
- ・性器を口や肛門に入れられる

子ども同士、先輩後輩からの性暴力(性的いじめ)

- ・「おっぱい大きい」と触られる、「ちんちん小さい」と笑われる
- ・着替えをのぞかれる、スカートをめくられる、ズボンを下ろされる
- ・「やめて」と言っても“カンショウ”される

親、養親、施設職員等からの性暴力

- ・裸を見られる、のぞかれる
- ・体を触られる、抱きつかれる等の接触型行為
- ・性的な写真や動画の被写体とされる
- ・性的な写真や動画、性行為を見せられる

※子どもを監護する人からの性暴力は性虐待です。
刑法においても「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」が設けられています。

※青少年(18歳未満の者)に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をすること等は禁止されています。(鳥取県青少年健全育成条例)

鳥取県の子どもの性暴力被害の現状

性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)で対応した相談のうち、約3割が18才未満の時に被害にっています。

●子どもの頃には、被害を打ち明けることが難しく、長期間にわたり被害を繰り返し受けている人も多いです。何年何十年経ってから相談する人もあります。

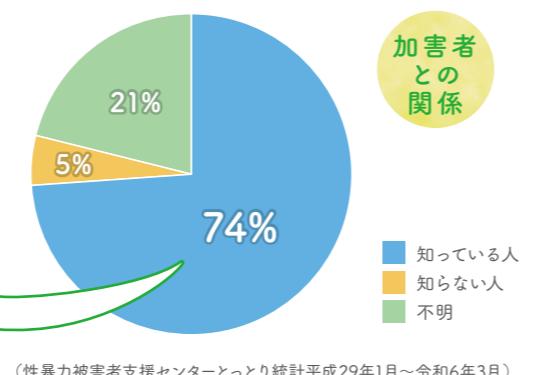
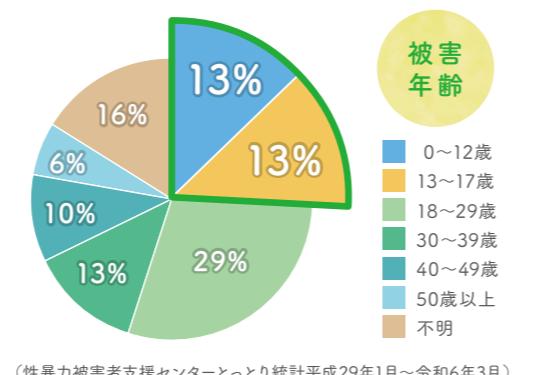
加害者の多くは知っている人

性暴力被害は、知らない人からいきなり襲われるイメージがあるかもしれません。しかし、実際は多くの人が身近な人から被害にっています。

特に子どもの場合は、自分が信頼していた相手から被害を受けると、「これは遊び?愛情表現なの?なんでこんなことするの?」と何をされたかわからず、混乱し、被害を打ち明けることが難しくなります。

- ・親、養親、親の交際相手、兄弟姉妹、
祖父、その他同居人、親族
- ・生活している(いた)施設の関係者
- ・学校の関係者(先輩、同級生、教職員、クラブの指導者等)

- ・交際相手、元交際相手
- ・友人の友人、近所の人、地域の人
- ・アルバイト先の関係者
- ・SNSで知り合った人



子どもの被害は発見されにくい

子どもは、被害について話すことが難しい

- ・「2人だけの秘密だよ」「話したら家族がバラバラになるよ」と口止めされている

- ・何をされたかよくわからない
(性に関する知識が乏しく、行為の意味がわからない)



- ・話したら余計に大変になる、大ごとになると思う
- ・知られたら生活できなくなるかもという不安を抱えている
- ・大切な人を悲しませたくない、期待を裏切りたくないと思う

- ・話しても信じてもらえない、うそだと言われる
- ・自分が怒られる
- ・被害にあったことを話すのが恥ずかしいと思う

- ・自分が悪い子だから被害を受けたと
思っている/思わされている
- ・自分は好かれている、愛されているから
されると思っている/思わされている

～よく見られる子どもの症状～



子どもは、言葉で説明することが
難しいので、心身の不調や行動として
SOSサインが現れる場合が多い

気になる性行動を見過ごさない

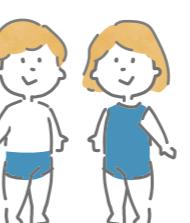
「子ども同士の性的なタッチがあった」「他の子どもに性器を見せたり、触らせたりする」など子どもの気になる性行動がみられることはありますか?性暴力被害を受けた影響により、年齢にそぐわない性的な言動が増えたり、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す過剰な性行動をとったりすることもあります。

また、子どもは発達の特徴として自然に生じる「性行動」があります。例えば、裸で走り回りたがる、自分の性器を触るなどです。遊びとして放置せず、正しい情報を伝えるチャンスとして、子どもと話をしてみましょう。

日々の生活で子どもへ伝えておきたいこと

●自分のからだは自分のもの

あなたの体は頭の先からつま先まで、全部自分だけの大切なもの。特に水着で隠れるとこと口(プライベートゾーン)は、誰かに見せたり、触らせたりしないよ。



●自分を守るための行動

NO:自分が嫌だと感じたら、「嫌だ」と言っていいんだよ。



GO:嫌だと感じたら、「逃げる」ことが大切だよ。

TELL:いつでも相談してね。「2人だけの秘密」って言わても、それは守らなくていい約束だよ。

